

日行連発第 1707 号
令和 8 年 3 月 10 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 宮本 重則
法務業務部
部長 坪川 貞子

任意後見受任者又は任意後見人の住所変更登記申請における
登記の事由を証する書面について（周知）

先般、法務省から、「民法の一部を改正する法律等の施行に伴う公証事務の取扱いについて」の一部改正について（通達）（令和 7 年 7 月 28 日付・法務省民総第 617 号）（別添 1）によって、任意後見契約公正証書において、専門資格者が任意後見受任者となった場合、その氏名又は住所についてはこれを証する当該専門資格者の所属する団体が発行する証明書その他の書面を提出させて確認することができることとなった旨のお知らせがありました。

これを受けて、日行連から、行政書士が任意後見受任者となった場合の当該証明書について法務省に照会し（別添 2）、日行連が発行する「行政書士事務所登録履歴証明書」（様式第 40（第 28 条の 3 関係））を用いることについて差し支えない旨の回答をいただきましたのでお知らせいたします（別添 3）。

なお、法務省から、事務所所在地を住所として登記する際の留意点について下記のとおり補足がございますので、あわせてご確認くださいと幸いです。

本件については、日行連会員サイトにてお知らせいたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力くださいますようお願いいたします。

記

・自治体が発行する印鑑証明書に記載された住所や、オンライン申請時に添付する公的個人認証上の記録にある住所などと、登記された住所が異なるために弊害が生じる可能性があります。

・任意後見受任者等の死亡による終了登記申請について、住民基本台帳ネットワークシステムにより東京法務局で死亡年月日等が確認できる場合は、死亡を証

する書面の添付が不要であるところ、登記されている住所が住民票上の住所と異なると、同システムによる確認ができないため、別途死亡を証する書面（戸籍謄本等）を添付していただく必要があります。特にオンライン申請の場合は、電子的戸籍謄本を発行する自治体がない現時点では、死亡による終了登記のオンライン申請が事実上できないこととなります。

以上

別添 1：

「民法の一部を改正する法律等の施行に伴う公証事務の取扱いについて」の一部改正について（通達）」（令和 7 年 7 月 28 日付・法務省民総第 617 号）

別添 2：

「任意後見受任者又は任意後見人の住所変更登記申請における登記の事由を証する書面について（照会）」（令和 7 年 12 月 12 日付・日行連発第 1167 号）

別添 3：

「任意後見受任者又は任意後見人の住所変更登記申請における登記の事由を証する書面について（回答）」（令和 7 年 12 月 24 日付・法務省民一第 4888 号）